

公益社団法人日本白内障屈折矯正手術学会

名誉会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本白内障屈折矯正手術学会（以下、「この法人」という。）定款第5条第1項第4号の名誉会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名誉会員)

第2条 この法人に対して特に功績顕著であると理事会において認められた者を、所定の手続きを経て、名誉会員とすることが出来る。

(資格)

第3条 名誉会員の資格の取得が理事会で審査される者は、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 8年（4期）以上理事職、または、監事職にあった者
- (2) 理事会において、推薦、承認された者
- (3) 審査当該年の1月1日現在で満64歳に達した者
- (4) 上記（1）から（3）以外のもので、この法人に対する功績が著しい者

(手続)

第4条 審査には現職の理事、または、現職の監事計10名の推薦人が提出する名誉会員資格審査請求書（別紙1）を理事会に提出することを要する。

- 2 名誉会員は本人の承諾書（別紙2）の提出を持って資格を付与され、登録される。

(名誉会員の権利)

第5条 名誉会員はこの法人の会費を免除する。

- 2 この法人の、以下に示す定款第11条第8項に記載された正会員の権利を有し、かつ、会員サービスを受ける権利を有する。

- (1) 定款の閲覧
- (2) 代議員名簿の閲覧
- (3) 総会議事録の閲覧
- (4) 代議員の代理権証明書等の閲覧
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧
- (6) 計算書類等の閲覧

- 3 名誉会員となったものに名誉会員証を授与する。
- 4 名誉会員の氏名及び功績を学会誌に掲載することができる。
- 5 名誉会員は、予め申請することで総会、理事会を傍聴することができる。但し、費用等の支弁は行われぬ。
- 6 学術総会の参加登録費を免除する。

(資格の喪失)

第6条 名誉会員は理事会決議によりその資格を喪失する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決を経て改正することができる。

附則

この規程は、平成25年1月25日から施行する。

(平成25年1月25日理事会議決)

平成26年8月1日、公益法人への移行に伴い一部変更

平成27年10月23日一部変更

(平成27年10月23日理事会議決)